

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：千葉県教育委員会

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.1%
全職員	96.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.7%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	97.8%
本庁係長相当職	98.7%
校長	99.7%
副校長	101.3%
教頭	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.7%
31～35年	94.1%
26～30年	92.7%
21～25年	93.0%
16～20年	93.9%
11～15年	96.7%
6～10年	97.5%
1～5年	96.7%

【説明欄】

・フルタイム以外の職員は、当該職員の勤務時間をフルタイムの勤務時間で除して得た数を職員数としている。
(週23時間15分勤務の場合、 $23時間15分 \div 38時間45分 = 0.6人/月$)

【任期の定めのない常勤職員】

・扶養手当は男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は76.9%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

・職員の男女比は5：5であるところ、会計年度任用職員の男女比は4：6になっており、再任用職員等より相対的に給与水準の低い会計年度任用職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。